平成２４年（フ）第２２５３号
福岡市西区石丸２丁目10番４号プレザント新室見205号、住民票上の住所福岡市西区福重３丁目38番１―206号
債務者　小田　朋洋
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４３号
大分県日田市大字花月1004番地３
債務者　楢原　久美
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第８１７号
仙台市太白区東中田１丁目２番22号　スターツαＮＥＸＴ中田町101
債務者　小原　祐子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８２０号
仙台市青葉区大町２丁目10番11―301号
債務者　宍戸ことえ
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８３８号
仙台市宮城野区福室６丁目19番15―405号
債務者　高橋　　勝
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６７号
京都市伏見区醍醐新町裏町12番地　レオ中臣211号室
債務者　上岡　秀雄
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０３号
京都市右京区太秦安井小山町15番地４　新丸ビル102
債務者　中山　寛治
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１４号
京都市伏見区向島本丸町37番地　タケトミ観月橋２Ｆ207号室
債務者　長野　正男
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６６号
京都市上京区千本通中立売上る西入西中筋町19番地
債務者　ＪＩＮこと　安田　　実
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４５４号
京都市西京区牛ケ瀬川原口町37番地
債務者　足立　孝則
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５１７号
兵庫県姫路市別所町佐土471番地４
債務者　田中　理香
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５５０号
兵庫県姫路市広畑区本町１丁目９番地　ローヤルハイツ305号、従前の住所兵庫県姫路市大津区恵美酒町１丁目42番地３
債務者　濱田真実也
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５５１号
兵庫県姫路市網干区新在家529番地
債務者　雨盛　勝巳（旧姓畠中）
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２７１号
広島市西区福島町１丁目25番２―104号
債務者　川西　頼光
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７２号
広島市西区福島町１丁目25番２―104号
債務者　川西　妙子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７３号
広島県大竹市玖波６丁目３番14号
債務者　山本　賢一
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０６４号
広島県東広島市西条町寺家1188番地
債務者　渡辺真由美
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
広島地方裁判所民事第４部